

○議長（神村清徳君） 御意見を述べた後、以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

○議長（神村清徳君） 以上で意見を述べた方は、議事を進めたいと思います。

陳情第一一十六号

長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業
確立対策の実施に関する陳情書

(陳情の趣旨)

最近の都市農業をめぐる情勢は、日米構造協議や大都市地域住宅供給促進特別措置法制定の動きなど、大都市地域における住宅・宅地供給の促進と地価対策の観点から、市街化区域内農地の宅地並み課税強化の意向が表明され、長期営農継続農地制度等の廃止を求める動きが活発化しております。

このような一連の動きに対し、「農業のある街づくり」を通じ、住みよい街づくりと都市農業の発展を目指してきた東京の農業者は、危惧の念を抱いております。

言うまでもなく、市街化区域内における長期営農継続農地制度は、都市地域の農業が本来持つ機能・役割を評価し、長期安定税制度として十余年にわたる関係者の努力と英知によって創設されたものであり、相続税等納税猶予制度は、都市農業の継承にとって欠くことのできない制度であります。

近年の東京を中心とした地価高騰の要因は、第四次全国総合開発計画において多極分散型の均衡ある国土の発展を目指したものの、東京への一極集中が進み、しかも金融緩和下における潤沢な資金事情を背景として、地価上昇の動きに乗じた投機と投資の集中にあったことは明白であり、都市政策にこそ問題があるものと考えられます。

市街化区域内農地に対する課税の強化など制度改変の動きは、都市農業の持つ生産・

環境保全機能など多目的機能を崩壊させるばかりでなく、無秩序な宅地開発と土地高騰につながり、健全な街づくりにとって重大な障害になるものと思慮されます。今、必要なことは、これから制度の基本的な枠組みを堅持し、厳正かつ適正な執行を図ることであり、農業者自らもこれに鋭意努力しているところであります。

よって、福生市議会におかれましては、都市農業の実情を御賢察くださいますと、次の事項について市政において御配慮を賜るとともに、国に対し意見書を提出いただきました、ここに陳情いたします。

(陳情の内容)

- 一、現行の「長期営農継続農地制度」「相続税等納税猶予制度」を堅持すること。
- 二、「農業のある街づくり」を進め、都市の中に農地を位置づけ、都市農業の確立・発展のための施策を導入・充実すること。

平成元年十一月二十九日

陳情者

西多摩農業協同組合
組合長理事 大野新市 印

福生市議会議長

仲村清信殿

写

福総文発第二千五百七十号

平成元年十二月八日

福生市議会議長

仲村清信殿

福生市長 石川彌八郎 印

追加議案の送付について

平成元年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百九号 福生市の一般職の職員の平成元年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

第四回福生市議会定例会会議録 (第十六号)

平成元年十二月二十日福生市議会会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須金亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 須崎 進君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記 川久保 友子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助 役 浅見 裕康君 収入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 古谷 正夫君 監査委員 佐藤 喜一郎君 選挙管理 局長 川辺 登茂次君

行政推進 担当 参事 関口 清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月二十日（水）午前十時

日程第一 議案の訂正について

日程第二 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定について （審査報告）

日程第三 議案第百三号 福生市手数料条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第四 議案第百四号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第五 議案第百五号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第六 議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 （審査報告）

日程第七 議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号） （審査報告）

日程第八 議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号） （審査報告）

日程第九 陳情第一——十六号 （審査報告）

日程第十 議案第百十号 長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立対策の実施に関する陳情書

長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立対策の実施に関する意見書

日程第十一 閉会中の継続審査申し出について

日程第十二 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（仲村清信君）　ただいまから平成元年第四回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君）　この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議事務局長報告)

一、議案の訂正について（別添参照）

二、意見書の受理について（別添参照）

三、専決処分の報告について（別添参照）

四、定期監査報告書について（別添参照）

○議長（仲村清信君）　以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会議長（村野和一郎君）おはようございます。御指名をいただきましたので、去る十二月十八日に開催いたしました議会議長の結果につきまして御報告いたします。

まず、第三日目の案件としては、新たに提出されました理事者側の議案の訂正一件、議会側の意見書一件を本日の日程に組ませていただきましたほかは、本定例会第二日目に各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり編成いたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第十につきましては、慎重審議の上、即決願うことといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者の申し入れ及び議会側の協議事項があり、本日の本会議終了

後に開催し協議願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案の訂正についてを議題といたします。

本件について理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

○助役（浅見裕康君） 御指名をちょうだいいたしましたして自席からお許しをいただきまして、議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定につきまして、議案の訂正方をお願いを申し上げます。本議案につきましては、過日の総務委員会の御審議の過程におきまして不適切な表現の部分が発見されました。大変御迷惑をおかけいたしましたして申しわけございませんけれども、どうぞ御訂正方につきましてよろしくお願いを申し上げます次第でございます。

なお、内容につきましては部長の方から説明をいたさせますので、よろしくお取り計らいくださりますようお願いを申し上げます次第でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） 自席からお許しをいただきまして、訂正内容につきまして御説明を申し上げます。

福生市基本構想（第二期）の四ページ一二行目「障害者等のハンディキャップを負っている」を「障害のある」に、それから一四ページの七行目「高齢者等」を「高齢者の人々」に、さらに二五ページの十三行目「障害者などの弱者」を「障害のある人々」に直させていただきたくお願いを申し上げます次第でございます。

大変御迷惑をおかけしましてまことに申しわけなく、深く反省いたしておるところでございます。

何とぞよろしく御高配を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で発言は終わりました。

議案の訂正については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定についてを議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） おはようございます。御指名によりまして、議案第百二号につき審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たりまして、ただいま承認されました議案の訂正願いが理事者から提出され、その前提として本案を審査いたしましたことをまず御報告申し上げます。

さて、本案の審査につきましては約三時間有余に及び各委員からの活発な質疑が交わされたわけでありますが、その質疑、回答を逐一報告を申し上げますと膨大な量と時間も要しますので、詳細については後の委員会録にゆだねることといたしまして、ごく主な事項について御報告させていただくことを御了承願いたいと思います。

まず、冒頭に本案の内容について理事者より説明があった後審査に入りました。

委員より、議会側における基本構想審議会委員の推薦のあり方について疑義がある点について指摘があ

り、推薦時における全協の記録を調査いたしましたところ、部分的に誤りがあったことが判明したために、その点は注意をするともに市長あての報告文書について訂正することとなった次第でございます。

さらに委員より、横田基地の返還後の計画また基地からの数々の障害抑制策について、外国人の位置づけはどうか。基本構想に対する議員の意見の扱いはどうするのか、あるいは現状分析をした上での掌握はしているのか。市民憲章との関係について等の質疑に対し、理事者より、現時点では基地返還は不可能と思うので、そうした状況が生まれた時点で考え、騒音や電波障害について今後も国に対して要請活動をしていきたい。この基本構想には、外国人の中に米軍人、軍属も含める前提で考えている。議員の意見は即基本構想に入ってくるのではなく、基本計画、実施計画の中で有効に生かしていきたいと思う。総合計画のソフト面は今後分析し、基本計画でその方向性が出てくるもので、すべての行政分野での数字をあらわすことは不可能であり、別の形でやり方も出てくることになろうかと思う。また、市民憲章との関係は、基本計画に入ってくることになる。

さらに委員より、基地がないことを前提の基本構想もあっていいのではないか、この案は基地を是認した前提で基本構想があり、賛成しかねる。また、肝心な基地問題は市民の意識からはずれており、悔いを残すことになるので賛成できない。あるいは、またいろいろな障害は国に要望しなければならぬと思うが、基地を無視して将来を考える段階ではないと思う。今後は基本計画、実施計画に沿って予算化されてくると思うので、福生市将来のためにも本案に賛成する。

このような意見、委員からの発言もあり、本案について起立により採決いたしましたところ、賛成多数で本案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 日程第二 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定についての反対討論を行いたいと思います。

今基本構想につきまして総務委員会におきまして大変長い時間議論をいたしました。しかしながら、私はこの基本構想に関しては、このまさに基本というところに大問題があると思って反対の討論をいたしたいと思っています。

今の世界の情勢や、あるいは東ヨーロッパの情勢あるいはアジアの情勢を考えているときに、この基本構想の前提となっている今後十年間は横田基地は全く動かずにそのまま存続をするのだという考え方に私は非常に疑問を持っています。今の日本とアメリカの間の関係や日米安保条約の推移がこの十年間本当に変わらないのか、それについての質問に対しては、変わらないことを前提に議論を進めています。こうした中で、十年あるいは福生市百年を考えることが本当に市民のためになるかということをお私たちは議員の皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

例えば十年後、例えば百年後にこの福生がこのままの形で基地があつて、そして基地と一緒に暮らさなければならぬ状態にあるかどうか。基本構想の前提のときに私も革新クラブは、A案、B案構想というのを出しました。つまり横田基地が今あるという状態で考えるのがA案とすれば、ない状態のB案も基本構想は出るべきではないかという考え方を述べています。

しかしながら、今期の基本構想に關しましては、その答弁の中でもありますとおり、十年間全くこの状態が変わらないということが前提である。全面返還は不可能であるという表現から始まっています。なおかつ、この基本構想の中における横田基地の存在のページ数がまことに少ないことに議員の皆さんもお気

づきのことと思います。全体を通して一ページに満たないものしか基地についての記述はありません。実際に前提の中では、この横田基地があることがこの福生市十年間にとっては大変重要だということを全体の認識ではありながら、しかしながら、内容的な記述から言えば非常に少ない。つまり、あるんだということだけしか前提にないわけです。そうするときでできてくるような基本構想そのものは大変にゆがんだ形にならざるを得ないと思っています。

例えばこの中で、今の委員長報告の中にもありましたけれども、外国人の扱いという問題があります。外国人という行政用語は非常にはっきりしておりまして、在日の外国人、日本に住んでいる外国人あるいは日本に旅行している外国人の人という扱いをするのが正当だと思えますけれども、この基本構想の中では、例えば駐留軍人、軍属に關しても外国人という形でいくといえます。市民として存在するけれども、実際、その存在の仕方が行政の中ではどのような位置づけになっているかすら、この基本構想の中では述べられていないわけです。こうした中で基地との関係、基地とのつながり方がまことにこの今の現状や、あるいは福生の市民の皆さんが望んでいるとおり、例えば市の言うとおり、基地はあっても仕方がないという人たちの、しかし、その六割以上はきちんと施策をしないといふことを言っているわけですね。騒音がないことを望んでいるわけです。そうした中で扱い方も非常に基本構想の中では脆弱であるといふふうに思っています。こうした中では、この十年間をこの基本構想にゆだねることはとても私はできないと思いますし、もっと真剣に基地の問題や福生の置かれている現状を考えるべきだと思っています。

基本構想審議会そのものに関しての問題は委員長報告の中にも最初に指摘がありましたように、例えば議会からの委員の推選のことにつきましても非常に不手際であったことは事実です。そうして、そうした中でこの審議会が行われたとすれば、審議会のあり方そのものにも私は大変に疑問を持ちますし、そうした審議会から出た答申に基づいたこの市長の福生市基本構想に關してはとても賛成するものではないし、あるいはこの大前提となっている、この十年間の間にも横田基地が全く変わらないのだという考え方にはまことに賛成できかねるものだと思っています。

もしも十年間変わらないというならば、変わらない根拠というのを挙げてほしいわけですけれども、そ

うしたものもありません。ただひたすらこの戦後四十年間あったこの基地を是認をし、そこに息をし、その中でしか暮らしを立てられないという非常に狭い視野で行われたこの基本構想は市民のためになるものではなくありません。こうした意味からこの基本構想に対する反対討論を行っていききたいと思っています。以上です。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百二号 福生市基本構想について賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、あと十年と迫った二十一世紀に向かう福生市のまちづくりをいかに進めるかを定める重要な考え方を示すものであります。私は、今回提案されました基本構想は、次の点に福生市の歩むべき特徴的方向を示していると理解するものであります。

すなわちその一つは、人生八十年の時代に向かい、行政運営につき従前にも増して市民各位の参加と協力が求められていることとあります。つまり私どもは、かつて経験したことのない新しい時代の行政課題を抱え、もはや課題の解決を行政にのみゆだねてはおられない事態に向かいつつあり、市民と議会と行政がともに英知を出し合い、ともに目的に向かって取り組んでいかなければ健やかで安らかな潤いのあるまちづくりをしていくことは非常に困難になってきているといふこととあります。福生市に住んでいてよかったと実感できるまちづくりは、市民各位の自助努力を含め官民が一体となって取り組まなければ実現しないといふこととあります。本基本構想におきましては、この点につきいろいろ側面で触れながら行政側の自覚とともに、市民各位のより一層の理解を訴えており、まことに時宜を得た提案と考えるのでございます。

その二は、福生市の地理的制約でございます。全国の都市と比較いたしましたとしても小さな行政面積であります上に、さらに地域の東西を横田基地と多摩川に挟まれ、その間を南北にJRや幹線道路が走るという非常に変則的な土地利用に迫られているのが現状でございます。しかし、その中にあって当地域における

都心への玄関口という好位置と交通上の拠点であるという立地条件、これらを生かした商業地としての大きな実績、近隣の人々を引きつけてきた数々のイベント等々、先人の業績と歴史を今もなお福生市は維持し続けており、この特徴を生かし、新事態の要請にこたえる整備、開発等により個性を発揮すること、激しい都市間競争に打ち勝ち、福生市の発展と活性につながるのと述べております。私もまさしくこのような考え方がこれからの福生市にとりまして必要なことと考えるものでございます。

その三は、まちづくりの目標の確かなこととでございます。福生市の位置的、面積的、歴史的状況等を勘案いたしますと、福生市の進みます方向として提案されております美しいまちづくり及び国際性の高揚は、福生市の個性化、特徴づけにふさわしい方向であると考えられるものでございます。まちの美しさは、まちの文化度のあらわれであります。福生市はますます文化の薫り高いまちとして築き上げられなければなりません。そのことによって市民生活は一段と快適さを増すことになるわけでございます。また福生市が国際性の高い都市となることにより、美しさと相まって福生市の特徴がますます発揮され、より多くの人々の来訪を受けることとなり、福生市の発展と活性化につながってまいります。福生市は行政面積の狭いまちであり、大規模人口都市として施策を展開することは不可能であります。したがって、これからの福生市の発展を求めるには福生市に大勢の人々が訪れることに活路を見出すことが福生市にとって最適な方策と考えるものであります。殊に今後の近隣における開発の方向などを考えてまいりますと、この方策こそまことに将来性のある確かな方向と理解するものであります。

その四は、米軍横田基地の存在についてでございます。戦後から今日に至るまでの間に、基地の機能は大幅に変わってまいりましたが、基地の所在に伴います弊害は厳然としてございます。したがって、基地の存在については当然のことながら、ないことを望んでおります。しかしながら、殊、平和と安全を維持する国の政策の問題となりますれば、そこにはおのずから視点を変えざるを得ないのであります。基地の存在を容認するということは大きな国益を考えてのこととあります。やがて世界が平和と安全を願う国々によって占められるということとなりますれば、基地の問題はおのずから解決されるものであります。その時点で改めて基地返還後の方策を検討しても遅くないと考えるわけであります。しかし、かよう

に申し上げましたからといって、そのことから福生市民が国の犠牲になれと述べるものではございません。むしろ国はしかるべくそこからもたらせる影響に対して緩和、是正そして対策を講ずべきものであります。攻守傍観が許されるというものではございません。国として最大限の努力を払ってもらわなければならぬわけでございます。これまでも私どもは、理事者においても議会においても、ともに相協力して国に対して基地問題につきましても諸施策を強力に要請してまいったのであり、その要望事案の実現を見てきたところであり、市民生活の安定に寄与してまいったのであります。私どもは今後とも国の諸施策のより実現を訴え、市民生活の安定を期さなければならぬのであります。この点につきましても本基本構想では前期総合計画から一歩進んで、施策の大綱において新たに基地問題を独立した一項目として掲げるなど、市民生活の安定と充実に積極的な姿勢を見せているところであり、大いに評価すべきものと考えらるものでございます。

第五に、環境についての幅広い見解が示されていることとでございます。市民を取り巻く環境は自然、文化、生活、都市など、あるいは物的、人的、精神的とさまざまであり、この多様な環境についてもいろいろな観点や立場に立ち、安らぎ、潤いを基調として生きとし生ける者とともに存在し、保全し、創造され、生かされるという配慮も欠かしてはなりません。そして、これらの諸施策を実現するに当たりましての施策の総合性についても十分に検討が加えられており、複雑化する行政需要に対処する姿勢がはっきりと読み取れ、まことに申し分ないことと考えるのでございます。

第六に、本基本構想が全面的に民意を反映したものであるということとでございます。すなわち十八人の委員により構成された福生市基本構想審議会の答申を全面的に尊重してつくり上げられているということとあります。審議会は市民、学識者等により自由な意見を闘わせる中でまとめられ答申としており、その答申をもって基本構想とされたことは、まさしく民意の反映にほかなりません。今後は、この基本構想によりまして基本計画、実施計画等々が策定され、本構想の目標としております「輝く街福生」の実現に向けて一直線に進まれんことを切に望むものでございます。

最後に、理事者におかれては、今後とも行政運営の効率と財政財務の適正化に努め、市民福祉の一層の